

新旧対照表

変更前	変更後
第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、識別符号(当社と提携する他社が提供するアプリに一意に付与された識別符号を含む)、ログインID(当社所定のインターネット取引用のIDをいいます。以下同じとします。)およびログインパスワード(当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。)、ならびにワンタイムパスワード(あわせて以下「暗証番号など」といいます。)のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法(端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。)を使用することにより取引を行うこととします。 2. 暗証番号およびログインパスワードは、当社所定の時期にお客さま独自の番号を登録してください。 3. (1) 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。 (ア) 取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。 (イ) その他当社所定の方法が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。 (2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当	第5条 暗証番号、ログインID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 1. 当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたがい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、識別符号(当社と提携する他社が提供するアプリに一意に付与された識別符号を含む)、ログインID(当社所定のインターネット取引用のIDをいいます。以下同じとします。)およびログインパスワード(当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。)、ならびにワンタイムパスワード(あわせて以下「暗証番号など」といいます。)のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法(端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。)を使用することにより取引を行うこととします。 2. 暗証番号およびログインパスワードは、当社所定の時期にお客さま独自の番号を登録してください。 3. (1) 次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。 (ア) 取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。 (イ) その他当社所定の方法が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。 (2) 前項にかかわらず、次の各号に記載した事由によってお客さまに損害が生じた場合、当

社は、その損害を補償いたします。ただし、お客さまの故意または重大な過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補償を相当でないと認めたときは、この限りではありません。 ア. 偽造または変造キャッシュカードによる取引 イ. 盗難キャッシュカードによる取引 ウ. 第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みなどを行った場合 (3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補償する場合、その損害の全部または一部を、キャッシュカード盗難補償規定、普通預金口座不正使用補償規定(個人・個人事業主口座)、普通預金口座不正使用補償規定(法人口座)にしたがい補償します。 4. 暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、ログイン ID、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。 5. 暗証番号の変更は当社が指定する提携金融機関の自動機または当社所定のインターネットホームページで行えます。ログイン ID、ログインパスワードの変更は当社所定のインターネットホームページで行えます。 6. 暗証番号などをお忘れになったり、それらが使用できなくなった場合は、直ちに電話などにより当社カスタマーセンターに通知するとともに、当社所定の手続きを行ってください。	社は、その損害を補償いたします。ただし、お客さまの故意または重大な過失によってお客さまに損害が生じた場合、または、お客さまが被害状況等についての当社に対する説明において、重要な事項につき偽りの説明を行った場合、その他当社が補償を相当でないと認めたときは、この限りではありません。 エ. 偽造または変造キャッシュカードによる取引 オ. 盗難キャッシュカードによる取引 カ. 第三者がお客さまの口座番号、暗証番号およびログインパスワード等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正使用を行った場合 (3) 前項に基づき、当社がお客さまの損害を補償する場合、その損害の全部または一部を、キャッシュカード盗難補償規定、普通預金口座不正使用補償規定(個人・個人事業主口座)、普通預金口座不正使用補償規定(法人口座)にしたがい補償します。 4. 暗証番号などはそれぞれお客さま自らの責任をもって管理するものとします。第三者に知られないように厳重に管理してください。また、暗証番号、ログイン ID、ログインパスワードについては生年月日や電話番号、同一数字など、他人から推測されやすい番号の指定を避けてください。 5. 暗証番号の変更は当社が指定する提携金融機関の自動機または当社所定のインターネットホームページで行えます。ログイン ID、ログインパスワードの変更は当社所定のインターネットホームページで行えます。 6. 暗証番号などをお忘れになったり、それらが使用できなくなった場合は、直ちに電話などにより当社カスタマーセンターに通知するとともに、当社所定の手続きを行ってください。
---	--

7. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客さま、もしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。	7. 当社は、当社が適切と判断した時期に、当社所定の取引についてワンタイムパスワードによる本人認証を必須とすることができるものとします。この場合、トークンの交付を受けていないお客さま、もしくはトークンの交付を受けたにもかかわらずワンタイムパスワードの利用開始登録を行っていないお客さまは、当該取引のご利用ができなくなります。
--	--